

入札保証金説明書

1 入札保証金の額

見積る契約金額(税込額)の100分の5以上とし、入札保証金額が不足する場合の入札は無効となる。

2 入札保証金の還付

入札保証金は入札終了後に還付する。

ただし、落札者の入札保証金は、納付すべき契約保証金の全額又は一部の充当とする。

3 入札保証金の免除

次のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 入札に参加しようとする者が入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を令和7年12月4日(木)17時までに提出した場合。
- (2) 過去2箇年の間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は本県もしくは本県以外の地方公共団体と同種、同規模の契約を2回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証明する書面(「事業実績書」)を令和7年12月4日(木)17時までに提出した場合。

※ 現金で入札保証金が納付された場合、手続きが複雑になるうえに、取扱いに配慮が必要となりますので、可能な限り「3 入札保証金の免除」の手続きをとって下さるようご協力をお願いします。なお、現金で納付する場合は、事前に平和・地域外交推進課へ連絡をお願いします。

4 現金で納付する場合

納付方法	(1)「債務者登録書(様式8)」及び「入札保証金納付書発行依頼書(様式9)」に必要事項を記入し、平和・地域外交推進課へ提出する。(令和7年12月3日(水)15時まで) ※事前にFAXまたはメールにより様式を提出いただければ、原本提出時にすぐに納付書をお渡しできます。 (2)「債務者登録書」に基づき納付書を発行しますので、下記納付場所において納付し、領収書の写しを平和・地域外交推進課へ令和7年12月4日(木)17時までに提示する。
納付場所	琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、沖縄労働金庫、農業協同組合(県内)、商工組合中央金庫那覇支店、指定されたみずほ銀行
納付期間	納付書発行 ~令和7年12月4日(木)17時
還付方法	入札終了後、約20日後に登録した口座へ振り込む(落札者以外)